

図書館からのお願い

～相互貸借について～

図書館は、県立をはじめ県内の図書館間で、自館に所蔵のない本で他図書館に所蔵のある本について「相互貸借」という制度でお互いに協力しあって利用者の要望に応じています。

平成29年度の郵送料値上げに伴い、市立小諸図書館利用のみなさまには、ご理解とご協力をお願いしてきましたが、いよいよ予算内に収めることが難しくなってきました。

そのため、下記の通り引き続きみなさまに協力いただきながら、7月1日より**市外在住者からの相互貸借**につきましては、**送料の一部を負担**していただくことになりました。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

- ◆ 郵送料の節約のため、借受館は出来る限りまとめて対応するので、場合によっては1か月程度時間がかかります。
- ◆ 同一利用者による年度内の同一資料の再借受はご遠慮ください。また、借受館の指定はできません。
- ◆ 原則として、利用者一人につき年度内の相互貸借利用は冊数に関係なく借受館12件までとさせていただきます。
ただし、研究等の理由で館長が必要と認める場合は、この限りではありません。
(リクエストは1人月3冊までです)
- ◆ 貸出館の新刊資料、禁帯出資料、視聴覚資料、貸出頻度の高い資料等の相互貸借はできません。
- ◆ 市外在住者は郵送料として1冊につき¥300を徴収させていただきます。

不明な点は、職員まで遠慮なくお問合せください。

市立小諸図書館

